



平成25年9月3日  
内閣府（防災担当）

## 「平成二十五年六月八日から八月九日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」について

平成25年8月20日に公布・施行された梅雨期の豪雨等に係る激甚災害指定の政令について、本日（9月3日）、その一部を改正する政令が閣議決定されました。この改正は、上記の激甚災害指定について、公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助等の措置を適用する区域を追加するものです。

### I 政令改正の概要

本改正は、次の市町村の区域において、激甚災害指定基準（局激）を満たすことが明らかとなったため、公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助及び小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等の特例措置を適用する区域を追加するものです。

岩手県<sup>いわてぐんしずくいしちよう</sup>岩手郡雫石町及び<sup>しわぐんしわちよう</sup>紫波郡紫波町

### II 適用される措置の概要

- 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法3条、4条）  
公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げします（過去5ヶ年の補助率嵩上げ平均 69% → 84%）。
- 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法24条1項、3項、4項）  
公共土木施設等に係る災害復旧事業で、国庫補助の対象とならない小規模な災害復旧に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入します。

### III 今後の予定

9月6日（金） 公布・施行（予定）

本件問い合わせ先  
内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（事業推進担当）付 立岩、濱道、伊藤  
03-5253-2111（代表、内線 51345・51346） 03-3501-5696（直通）

**平成25年6月8日から8月9日までの間の豪雨及び暴風雨による  
激甚災害関係施設等の災害復旧事業費の査定見込額について**

**公共土木施設等**

※9月2日時点

## &lt;局激&gt;

市町村名	査定見込額	早期局激*基準額
岩手県雫石町	25.6億円	19.7億円(局激基準(イ)×2) 7.9億円(局激基準(ロ)×2)
岩手県紫波町	13.4億円	11.5億円(局激基準(ロ)×2)

※ 査定事業費が確定する年度末に1年間の災害をまとめて指定することが原則であるが、査定見込額からみて局地激甚災害指定基準を超えることが明らかな災害(基準の2倍超)については、災害の都度指定(いわゆる早期局激)。

(参考: 局地激甚災害指定基準)

次のいずれかに該当する災害(但し、基準に該当する市町村の査定見込額の合計額が1億円を超えることが要件)

(イ) 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業等の査定事業費 > 当該市町村の標準税収入 × 50%  
(査定事業費が1,000万円未満のものを除く)

(ロ) 当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額が2億5千万円を超える市町村

当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業等の査定事業費 > 当該市町村の標準税収入 × 20%

(ハ) 当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村

当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業等の査定事業費 > 当該市町村の標準税収入 × 20% +  $\left( \begin{array}{l} \text{当該市町村の標準税} \\ \text{収入} - 50 \text{億円} \end{array} \right) \times 60\%$